

令和3年10月12日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年10月12日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第18条の規定による合意解約について

第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 後藤 健一

事務局 改めまして、こんにちは。
お忙しい中、農業委員会総会に御参加いただきまして、ありがとうございます。
次第に沿って進めたいと思います。
まず開会ですが、高森町農業委員会の会議規則第6条の規定により、全員様が出席されていますので、過半数を満たしておりますので、総会が成立しましたことを御報告いたします。
続きまして、2番の会長挨拶です。会長、よろしく申し上げます。

会長 こんにちは。
盆明けに相当長い間雨が振り続いて、こしひかりは相当苦労されたかなと思います。
一方、その後は雨待ち状況となっておりますが、とても最近の気候というのは変動が多くなって、農業もやりにくいなと感じております。
先ほどお話がありましたけども、牧草は種を撒いても生えないとか、筋みたいに鎮圧をしたところだけしか生えてこないという、今まではあまりなかったような記憶なんですけど、そういったことも発生をしているようでございます。
ほかに目を移しますと、コロナのまん防も解除されて、少しずつですが日常の生活が戻りつつあるのかなというふうに感じております。
このままいい方向に進んで、元の形に収まってしまえば、また違う方向で皆さん頑張るだろうなと思います。
この状況が続いていきますと、精神的にまいってしまって、さらに精神的にきついところに追い込まれたというところでございました。
最近、何か少し光が見えてきたかなと。
今朝、口から飲める薬もアメリカでは早期に承認をするようにと、というようなことも出ておったようでございます。
もうしばらくの辛抱かなと思います。
今までしてきました、うがい、手洗い、マスクなど、三密を避けるとか、そういったことを最低限守って、日常生活を今よりもっと元の形に近づけていかなければならないと思っております。
この会議もこんなに広いところでやりますけれども、これもしなくていいようなときが、近い将来、来るだろうなと思っております。
稲刈りの終盤の一番忙しいところに、この総会があつておりました、大変心苦しいですけれども、ひとつ本日はよろしく願いいた

事務局 します。お疲れさまです。
次第に則って進めたいと思います。
議事進行を、会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願い
します。よろしく申し上げます。

議長 それでは、規則に則りまして、私が進めてまいることになりま
す。「議第31号」

事務局 議第31号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に
よる議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和3年10月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかが
いたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は12番委員さ
ん、13番委員さん、よろしくお願いいたします。
続きまして、「報告第6号」

事務局 報告第6号、農地法第18条の規定による解約について【合意解
約】。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和3年10月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 報告第6号につきましては、事務局から報告いたします。

事務局 議案の1番と2番になりますが、同じ内容ですので、事務局から
報告します。
これは平成23年ぐらいから賃貸借契約しておりました、共有地
と、高森町所有の入会地の原野です。
借受人は1番、2番共に同一の会社で、貸出人は資料のとおりで
す。
借受人から賃貸契約を継続しないと申し出がありましたので、そ
れを受けて今回、農業委員会を通して解約するというところで、議案
として載せさせていただきました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
これは私たちの地区に関係するところでございますが、長年いろ
いろございましたけれども、やっと合意解約ができ、安心をしてお
ります。
事務局にお尋ねですが、解約の日付は何日であったか、教えてく
ださい。

事務局 解約の合意日、土地の返還日は、申請の日で統一いたしました。
令和3年9月27日で処理いたしております。

議長	はい。ありがとうございました。 この件に関しましては、何かございますか。
(複数委員)	ありません。
議長	はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。
事務局	続きまして、「報告第7号」 報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。 別紙のとおり本委員会に報告する。 令和3年10月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	これにつきましても報告の案件でございますので、事務局から説明をいたします。
事務局	これは相続による届出です。 1番から3番まで、相続人は記載のとおりです。 1番の案件の農地につきましては、第三者に貸してあるということ とです。 このまま引き続き、継続で管理をお願いするということ です。 2番につきましても、同じように第三者に貸し出して おり、引き続き管理をお願いいたしますということ です。 3番につきましては、既にこの土地が山林になって おるということですので、今後、農地の転用が 必要となっております。 以上です。
議長	報告が終わりましたけれども、何か補足は ありませんか。
事務局	今の案件は、添付資料の4ページ目から 始まっております。 先ほど御説明しましたとおり、相続人と被 相続人は補足資料のとおりでございます。 1番は5ページ、6ページ。 2番が、7、8ページ。 3番案件が9ページ、それぞれ資料、位置 を示しております。 お近くの委員さんは、多分ここだなどご 確認ください。 よろしく申し上げます。
議長	はい。ありがとうございました。 相続の案件でございますので、問題は ないかと思っております。 3番については転用の手続が必要だとい うようなことでござい ます。 これは速やかにしていただきたいと、私 としては思っております。 何かありませんか。
(複数委員)	ありません。

議長 はい。ないというようなことでございますので、この報告のとおりといたします。

続きまして、「議第32号」

事務局 議第32号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年10月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、売買の所有権移転ということでございまして、担当委員さんの10番委員さんに説明を求めます。

10番委員 まず、議案書の9ページ、さらには補足資料といたしまして、10、11ページをお開きいただきたいというふうに思います。

議案第32号、農地法第3条審議資料は、9ページのとおりです。

補足資料から申し上げますと、この赤く塗ったところが、今度譲り受ける田です。

隣接農地が5枚あるわけですが、持ち主は全て譲受人でして、効率よい農業をするためには、真ん中にある1筆も含めて耕作したいとの、お考えがあったわけです。

そこで、譲受人と譲渡人と売買の合意がなされ、申請の運びとなりました。

将来は、田を広くする狭地田押しを考えておられるということでございます。

どうか御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

議長 はい。ありがとうございました。

今のお話でいいますと、この両側の5筆ですかね、この赤で囲ってある1筆は、同じ人の持ち物になるということですか。

10番委員 この5枚が譲受人の所有で、申請農地の所有者から譲ってあげようということで売却となりました。

将来、買ったほうが譲受人において、狭地田押しにより、広い圃場に整地し効率良い農業をするために整備をしたいというようなお考えでした。

議長 ということは、これを含めてもうその一帯を1人の持ち分にするということです。

そして、後々は農地整備をしたいというようなことだそうです。

何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 無いというようなことでございますので、議案につきましては、そのように決定をいたします。

事務局	<p>続きまして、「議第33号」 議第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。</p>
議長	<p>別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和3年10月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。 はい。これにつきましては、1、2、3、4とございますので、それぞれ1つずつ審議していきたいと思えます。ただ、2と3については相手方が一緒ですから一括でいいのかなと思えます。</p>
2番委員	<p>1からやってまいります。 番号1につきましては、2番委員さん、よろしくお願ひします。 議第33号、農地法第5条審議資料の1番です。 補足資料は14から15ページです。 この申請者等の情報は、左記のとおりです。</p>
議長	<p>譲受人は、現在、借家住まいであり、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建築したいとのこと。 以上です。 はい。ありがとうございます。</p>
(複数委員)	<p>1番につきましては、今説明がございましたけれども、一般畑、雑種地というようなことになっておりますけれども、農振地外であるというようなこと。 そこに住宅を建てたいということでございますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>ありません。 はい。1番につきましては、これで認めていいということでございます。</p>
3番委員	<p>続きまして、番号2、担当の3番委員さん、よろしくお願ひします。 できれば、2も3も一緒にいいかなと思えますので、よろしくお願ひします。 同じく11ページの議第33号、農地法第5条審議資料です。 2番と3番、一緒に説明したいと思えます。 2番の隣り合わせというふうになっております。 2番の補足資料は16、17ページ、3番の補足資料は18、19ページとなります。 申請者の情報は左記のとおりであります。 当該地の周囲を山林に囲まれた土地であり、鳥獣害も多く、耕作に不向きであるため、譲受人は購入後、植林をしたいということです。 3番も全く同じであります。</p>

なお、現地はカヤが生えていて、荒れておりまして、植林するといっても境界が分からないような状態で、事務局の人と一緒に立ち会ったときに、植林をされるときは双方で立ち会って、きちっと境を決めて植えないと、将来トラブルのもとになるんじゃないかという話はしてまいりました。

以上よろしくお願ひいたします。

議 長

はい。ありがとうございました。

今説明があったところは、私は地元なので想像がつきますが、先ほど委員さんが言われるように、ほぼ周りは山であったと思います。

農地としての維持をしていくのは少々難しいだろうというような現場であることだけは確かでございます。

いかがでしょうか。

事 務 局

事務局から補足説明をさせていただきます。

先ほど3番委員さんから、境界等に問題があるということで、私も現場に行きました。

帰ってからいろいろ調べましたところ、下の原野についてはこの2件の譲渡人のお二人の土地でした。

以前、農振の除外をなされたところで、地目は原野ということでした。

周りの農地は、農地転用許可までは取らなくてもいいという見解があったということで、帰りまして前任者に聞きましたところ、そのとおりでしたので、境界については全員、関係の方々だけということでした。

境界立会まで求めなくてもいいのかなと思ひ、この場でご報告いたします。

3番委員さんに先に御連絡すればよかったですと思ひます。

ご報告が遅れ申し訳ありませんでした。

3 番 委 員

でも、下のほうの土地も一緒に今回、売るわけじゃないんでしょう。

事 務 局

一緒に売るようになっております。

3 番 委 員

一緒に売るようになった。

そうでしたらもう関係ないですね。

議 長

補足の説明もございましたけれども、事務局と担当の委員さんと立会いで、しっかり境界線の指導もされたというようなことですが、境界については全く問題ないというようなことでございます。

そこで、申請があったことにつきまして、いかがでございますでしょうか。

何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということでございますので、2番、3番についても承認をいたします。

 続きますして、番号4番、担当の2番委員さん、よろしくお願いいたします。

2番委員 議第33号、農地法第5条審議資料の4番になります。

 補足資料は20から21ページです。

 これも申請者等の情報は左記のとおりです。

 送電線工事に伴う期間、事務所及び資材置き場として当該地を使用したいとのことですので。

 よろしくお願います。

議 長 はい。電力会社の資材置き場、事務所として、期間限定で借りたいというような申し入れでございますけれども、いかがですか。問題ありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということでございますので、4番につきましてもこの令和3年から4年7月31日までの期間限定の賃貸借を認めるというようなことになりました。

 続きますして、「議第34号」

事務局 議第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認について。

 別紙のとおり本委員会の決定に附する。

 令和3年10月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。農地利用集積計画ということでございますので、説明は事務局がいたします。

事務局 これにつきましては、農業者年金の関係で契約の更新です。

 契約期間が20年となっておりますが、これは間違いです。

 10年です。すみません。大変失礼しました。

 期限につきましては、令和3年11月1日から令和13年10月31日までとなっております。

 利用権の設定を受ける方に、再度、経営移譲ということで使用貸借契約をすることです。

 以上です。

議 長 これにつきましては、年金の絡みで契約期間の延長、再契約をするものです。

 これは親子関係ですか。

事務局 はい。

議 長 親子関係で、また10年間の延長をするというようなことですが、いかがでしょう。

何かございますか。

(複数委員)

ありません。

議長

ないということでございますので、これもこのように決定をいたします。

これをもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。

御協力ありがとうございました。